

# 山梨県公報

第九十九号

令和二年

五月二十八日

木曜日

## 目次

○救急病院等の認定(二件)……………二六五

○道路の供用開始……………二六五

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二六五

## 公告

○使用料の徴収事務の委託……………二六六

○随意契約の相手方の決定について……………二六六

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………二六六

○開発行為に関する工事の完了について(三件)……………二六七

## 選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………二六七

## 告示

### 山梨県告示第七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
市立甲府病院	甲府市増坪町三百六十六番地

二 認定期限 令和五年五月五日

### 山梨県告示第七十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
巨摩公立病院	南アルプス市桃園三百四十番地

二 認定期限 令和五年五月八日

### 山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和二年六月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町雨畑字舟久保七 六八番一地从 南巨摩郡早川町雨畑字馬場七一 八番一地从先 まで	二六九・〇	令和二年五 月二十八日

### 山梨県告示第七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十四号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十四号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱番号十五号から十八号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十八号と十五号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
一	南巨摩郡	身延町	下八木沢	大田	七八番二
二	同	同	同	片瀬	一三五番一
三	同	同	同	大田	七六番五
四	同	同	同	同	七六番一
五	同	同	同	上の畑	四九五番二
六	同	同	同	大田	七四番一
七	同	同	同	同	同
八	同	同	同	同	同
九	同	同	同	同	同
十	同	同	同	同	七二番一
十一	同	同	同	同	七四番一
十二	同	同	同	同	同
十三	同	同	同	同	七三番一
十四	同	同	同	同	七八番二
十五	同	同	同	上の畑	四九八番一
十六	同	同	同	同	四八一番
十七	同	同	同	同	四七一番
十八	同	同	同	同	五〇八番一

公 告

● 使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料 山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
  - (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年四月一日
- 四 随意契約の相手方
  - (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m
  - (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 契約金額 六千七百八万八千六百六十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の委託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第二号該当）。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 湯村ショッピングセンター 山梨県甲府市千塚一丁目百五十五番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和二年一月十六日
- 四 意見の概要
  - 1 交通安全対策の実施
  - 2 駐車場の出入口の設置
  - 3 騒音対策の実施
  - 4 土壌汚染対策法への対応
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和二年六月二十九日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市小淵沢町字上根山千五百十九の一部及び千五百二十一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県北杜市小淵沢町二千九百六十一 株式会社 AOB 慧央グループ 代表取締役 滝口友樹哉

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市新倉字下谷倉二千八百五十五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都豊島区西池袋一丁目二十九番五号山手ビル七階 B 株式会社エン 代表取締役 殷孝生

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町勝山字東上躰二千八百九十六番一、二千八百九十七番一、二千八百九十八番一、二千九百番一、二千九百三十一番、二千九百三十二番一、二千九百三十三番、二千九百三十四番及び二千九百三十五番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 静岡県沼津市双葉町九番十一の二号 不二運輸株式会社 代表取締役 鈴木篤

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和二年五月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
高見澤伸光後援会	高見澤伸光	齋藤正樹	北杜市小淵沢町七四〇一コーポ小淵沢二〇五	令和二年四月十三日	令和二年四月十三日
岡由子と笛吹市を「笑顔のまち」にする会	岡由子	岡由子	笛吹市石和町今井二七五―二	令和二年四月三十日	令和二年四月三十日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党豊富支部		植村貴幸		令和二年四月一日	令和二年四月八日
旧			岩間正雄			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
小原春人後援会「市民ファースト」	小原春人	向井貞治	北杜市大泉町西井出八二四〇―一二二一八	令和二年三月三十一日	令和二年四月十日